

## SS6 リスクマネジメント

執筆者：佐藤初雄氏（NPO 法人国際自然大学校）

自然体験活動やエコツアープログラムの多くは、野外フィールドで行われます。近年、活動中の怪我等が増えており、中には重大事故に至るケースも少なくありません。エコインストラクターとしては、事故や怪我に対する傾向と対策、そして対処法を学ぶ必要があります。また、リスクマネジメントの考え方、またその一環として保険の仕組みを学びます。



### 1、リスクマネジメントとは

リスクの存在、大きさなどを事前に把握し、合理的な方法とコストで適切な対処策を講じておくことにより、リスクによるダメージを小さくすること。

「(社)日本損害保険協会・安全防災部 NPO グループ」

### 2、安全管理の考え方

想定できるだけの危険を予知し、そのための対策を徹底的に講じること。

万が一の時を想定して対策を講じるとともに、スタッフに対する教育を徹底して行うこと。

参加者には自分の身の安全は自分で守ることを徹底させること。ただし、参加者が未成年者である場合、保護者に活動の主旨、内容といったものをきちんと伝えたくえで参加してもらうこと。

(万が一の時に保護者の責任も問われます。)

#### 1) 危険因子の分類

私たちが行う活動の多くは、非日常的な自然環境の中で行われるものです。従って日常的に予想される危険とはかなり異なります。指導者はまずこの点をきちんと認識しなければならないでしょう。

#### < 自然環境の危険 >

気象によるもの（大雨、吹雪、強風、台風、落雷など）

地震によるもの（山崩れ、津波、火災など）

人体に影響を及ぼす危険な動植物（毒蛇、ハチ、ケムシ、ウルシなど）

その他（洪水、雪崩、火災など）

#### < 生物的な危険 >

病気（伝染性病原体や寄生性病原による疾病。食中毒、その他の疾病）

怪我（すべる、転ぶ、ぶつかる、落ちる等による怪我）

#### < 社会性、文化性、人為的な危険 >

人間関係によるもの（人間関係のこじれ等による精神、身体的な危険。）

文明の利器によるもの（刃物や火、あるいは道具の扱い方の失敗による怪我。交通事故。）

主催側、指導側の過失による危険（無理な計画、未熟な指導者による事故等。)

とにかく、想定できるかぎりのあらゆる危険を予測することが最初の取組みです。そしてそれらの危険をいかに回避するかの対策を立てることが重要です。

危険予知能力と危険回避行動こそが安全管理の全てであると言っても過言ではありません。しかし、これらの能力は決して書物を読んだから身に付くというものではありません。実践という経験を積むことが大変重要です。

## 2) 組織運営面におけるリスクマネジメントの四つの手順

### (1) リスクの発見・把握

リスクを分類すると、以下の四つに分類できます。

財産リスク（窃盗、火事、過失、洪水、爆破、停電、断水など）

財政リスク（収入不足、資金乱用、窃盗、破壊、不適切な会計記録、会計記録の不履行など）

人材リスク（スタッフ、ボランティアの質低下、参加者減少など）

第三者への責任（法律上、契約上）

### (2) リスクの評価・分析

リスクが特定されたら、次はそのリスクの頻度と大きさを判断します。保険会社の賠償請求の履歴や、他団体で起こった訴訟事件の記録が参考になります。

包括的なリスクマネジメント計画の主要部分は、リスク軽減計画です。リスクとは、避けられないものですが、優れた計画があれば事故の頻度や大きさを下げることは可能です。リスクに対し、活動の事前事後、または活動中に、ある要因（人的要因、物的要因、環境要因）を通して介入することによって、損失リスクを減らすことができます。

### (3) リスクの処理

リスクは、「移行」、「保有」、「回避」、「軽減」のどれかを選ぶことによって対応します。「移行」と「保有」は、損失を保有したまま、その費用をどの様に他の団体にその費用を移行でききるかを定めるリスク融資技術です。「回避」と「軽減」は、損失を最小限にするためのリスク管理技術です。リスクマネジメント計画では、リスクは融資技術と管理技術の両方で対応します。リスクマネジメントはリスクを認識し、それに対応することは安全な体験を提供し、組織の運営を安定させ確固たるものにするためのものです。また、リスクマネジメントの目的は、損害の頻度や大きさを軽減することによって組織・団体を守ること、最も効果的な方法で損害に対して財政を管理することです。

### (4) 確認・フォロー

リスクマネジメント計画は常に進化しています。一旦リスクの対処法を決めて損失管理方法を実行していても、常にその効果を確認し、最善の計画になるようなシステムを考えておくべきです。過去の決定や、新しい損失の情報、損失の経験、保険金の値上げ、その他の状況変化を、定期的に見直すことにより、決定を変更する必要があるかもしれません。



写真：

どのようなリスクが存在するのか、  
常に意識しておく必要がある。

### 3、安全管理の実際

#### 1) 計画段階でのポイント

この計画の段階こそが事業の成否だけでなく安否についてもカギを握っていると言っても過言ではありません。

テーマの設定

対象者の設定

活動プログラムの決定

組織の決定

指導者の決定及び、指導者資格基準

場所・施設の決定

用具・持ち物の決定

輸送手段の決定

以上のようなポイントに十分配慮した上で計画を立てることが必要です。とにかく安全上無理がないかどうかを念頭にいった計画づくりが重要です。

#### 2) 実地踏査

様々な視点で危険と思われる場所をチェックする必要があります。特にその地域特有の自然環境における危険には要注意です。実地踏査は必ず実施しなければなりません。その際、忘れてはならないことは常に参加者層を念頭に、リスクチェックをする必要があります。

時期（一ヶ月前位に最低一回）

実地踏査を行うメンバー（理想的には指導者全員、無理な時は写真を利用）

対策（参加者、スタッフへの事前説明、医療機関、消防署、警察署等の連絡先、場所を確認）

#### 3) 事業の広報と契約

事業を実施する際、幅広く不特定多数の人々に知ってもらうために、広報の役割があります。しか

し、その伝え方によっては、大きな誤解をしたまま事業に参加し、取り返しのつかないようなことが起こってしまうことがあります。そこで、そうした誤解を少なくするための広報や契約のあり方のポイントをいくつか紹介しましょう。

広報の文書と契約文書（広報の情報だけでなく、詳細情報記載の契約文書を用意する。）  
契約文書に記載すべきポイント（事業主体、事業所の所在地、事業概要、日程、料金等）  
参加申込（契約書、健康調査書、免責同意書等）

#### 4) 事前説明会の実施

特に参加者が未成年である場合には必ず保護者に対して直接対面して行うことが重要です。また、その際、主催者や指導者全員との面識を持つことも重要であり、できるだけ触れ合っておくことが大切です。

主旨内容の説明（特に指導法）  
持ち物についての説明  
指導体制  
指導責任と保険  
参加者の把握（参加申込書と健康調査票）

#### 5) 実施中の安全管理

実施中は主に、F（Field フィールド）、P（Participant 参加者）、S（Staff スタッフ）の三つの点に注意します。

##### <F（Field フィールド）>

プログラムを実施する場所のチェックです。最初に把握すべきポイントです。  
気象状況の把握（現在の状況、今後の予報、過去一週間ぐらいの状況等）  
危険個所の再確認（実地踏査の再確認、状況に変化がないか確認）  
フィールドへ移動するまでの安全管理（気が緩みがちな帰途に注意）

##### <P（Participant 参加者）>

指導者として一番気をつかうポイントです。参加者を安全に管理し、事業を終了することこそが私達指導者の最大の仕事です。

人数の確認  
参加者の健康管理  
弱者の把握  
心の安全

##### <S（Staff スタッフ）>

どんなプログラムであっても原則的には一人で指導することは避けるべきです。参加者が少ない場合

でも必ず指導者は二人以上で行動すべきです。

スタッフの配置とコミュニケーション  
指導者自身の安全管理と健康管理  
万が一の時を想定

以上、実施中の三大要素である F、P、S について述べてきましたが、事故が起こる時というのはいくつかの要素が重なることが多いものです。したがって、如何に二重三重の失敗を防ぐかが安全管理の最大のポイントであるといっても過言ではありません。このことを肝に命じて活動をしてほしいと思います。

#### 6) 万が一の対応

事故・ケガにであった時の対処法

どんなに注意しても、やはり事故が起きることはあります。その場合、初動が被害者を救済できるか否かを左右します。救助者が最も気をつけなければならないことは、以下の三つのポイントです。

冷静になる（適正な判断ができなくなると、被害を拡大する可能性あり。）

自分自身の安全管理をする（体力がある人は忘れがちだが、二次災害防止のため重要。）

被害者以外の人たちの安全管理をする。

#### 緊急連絡網

万が一の時のために、緊急連絡一覧を作成しておくことが大切です。活動の場所や内容等にもよりますが、事前に調べてリスト化しておきたい連絡先は次のようなものです。

消防・救急 119 番

警察 110 番

海上保安庁（海上における事件、事故の緊急通報用電話） 118 番

災害用伝言ダイヤル

（地震、噴火などの被災地への電話がつながりにくい場合に利用できるサービス） 171 番

本部 -

保護者、（受託事業の場合）クライアント -

保険会社 -

最寄りの医療機関（複数箇所） -

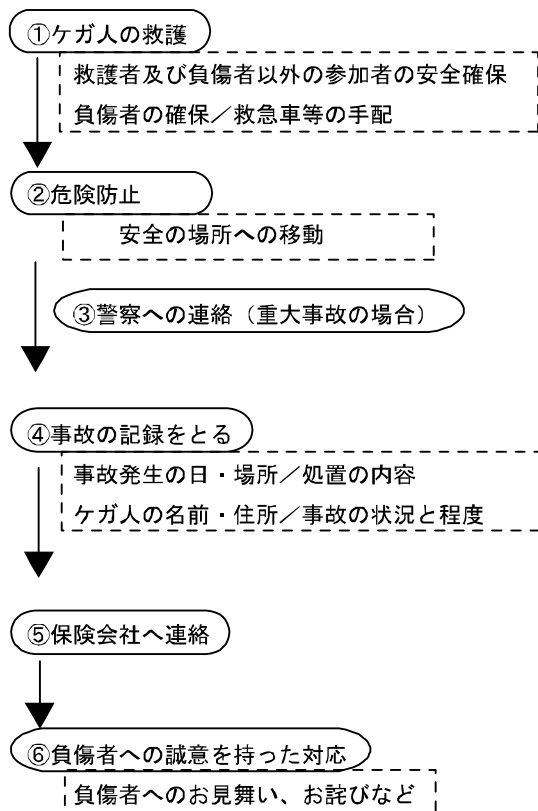


図 1：事故が起こった時の基本対応

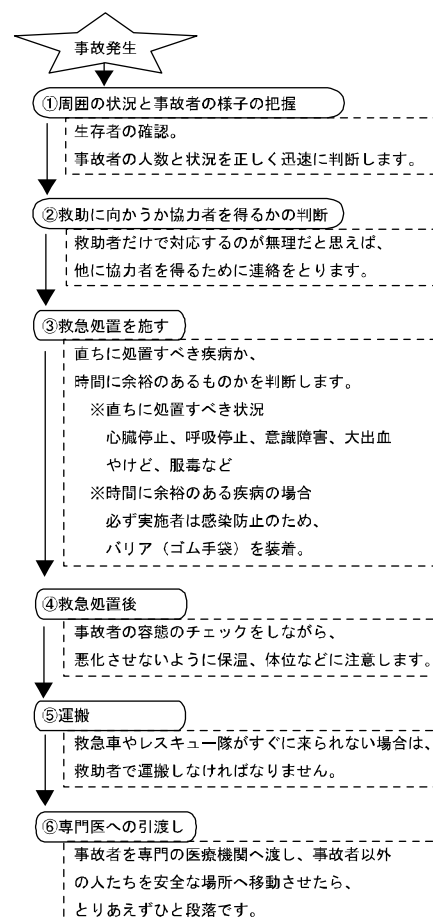


図 2：救命措置チャート

## 4、指導者の責任

### 1) 法的責任の種類

自然体験活動において事故を起こした場合の法的責任は、「民事上の責任」、「刑事上の責任」、「行政上の責任」があります。

#### (1) 民事上の責任

##### 意義

民事上の責任とは、被害者側に対して損害賠償金を支払わなければならない責任のことです。

##### 契約責任と不法行為責任

民事上の責任には、契約上の債務（安全に自然体験活動を行う債務）の履行に違反した債務不履行責任（民法第 415 条）と、契約関係の有無に拘わらず故意或いは過失によって他人に損害を生じさせた場合に生じる不法行為責任（民法第 709 条）とがあります。

##### 賠償金と保険

現在の裁判所の損害賠償金の算定は、死亡、傷害の別を問わず高額化しつつあり、人の命の重さを昔より重視する傾向にあります。民事上の責任の場合、十分な額の保険に加入しておくこと

はリスクマネジメントにおける最後の砦であると同時に、参加者に対する自然体験活動者としての最低限の責務であろうと思います。

#### 免責同意書

「主催者は、この活動において生じた事故の責任を一切負いません」等と記載した書面に参加者の署名を求める免責同意書の有効性も問題になります。少なくとも、事業者側の過失の有無及び態様の如何に関わらず1円たりとも賠償しませんという全部免責同意書は、これまで多くの裁判例で無効とされており、平成13年4月1日に施行された消費者契約法第8条でも明確に無効と明記されました。但し、消費者契約法第8条は、事業者側に軽微な過失がある場合に、一定額の程度で損害賠償金を制限する一部免責同意書の効力については規定しておらず、一定の要件の下においては、今後の訴訟において有効となる可能性があります。

### (2) 刑事上の責任

#### 意義

刑事上の責任とは、国家による刑罰権の行使を受け、刑に服する責任のことです。

#### 署名と法定刑

自然体験活動において事故を起こした場合、適用される罪名は、業務上過失致死傷罪(刑法第211条第1項)、過失傷害罪(刑法第209条第1項)及び過失致死罪(刑法第210条)が考えられます。

業務上過失致死傷罪は、「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた」場合であり、自然体験活動を業としている主催者や指導者の方々に適用されます。

他方、過失傷害罪及び過失致死罪は、ボランティアが事故を起こしてしまった場合のように、業務上の事故とは言えない場合に適用されます。但し、過失致死罪の場合には、告訴がなければ処罰されません。

#### 執行猶予

前科がない、事故態様が悪質であるとは言えない等酌むべき事情がある場合、一定の要件の下において、刑の執行が猶予され、刑務所に行かなくても済む制度があります。(執行猶予制度 刑法25条等)

### (3) 行政上の責任

行政上の責任とは、行政庁から免許の取消・業務の停止命令等を受けたり、或いは、指導を受ける等の責任のことです。

## 2) 法的責任の主体

#### 主催者・指導者

自然体験活動の主催者及び指導者は、参加者の生命及び健康等を危険から保護すべき義務を負担するものとして法的責任の主体になります。

#### ボランティア

自然体験活動の現場での指導者の多くはボランティアですが、ボランティアであっても、法的責任の主体となることは裁判例上確定しています。但し、裁判所も、ボランティアの無償活動性等に配慮し、損害賠償額の認定等において参加者側の落ち度との比較考量等により高額な賠償金を課さ

ないようにする等、一定の温情を示していることが多いです。

### 3) 法的責任を問われる場合 過失とは

事故が起きれば当然に法的責任が生じるという訳ではありません。法は、不可能を強いるものではなく、かつ他者の過失についてまで責任を負わされることがないのが大原則（責任主義）です。法的責任が問われるのは、あくまでも、指導者側に「過失」がある場合に限られます。「過失」とは、民事、刑事を問わず、危険を予見すべき義務、危険を回避すべき義務のいずれか一方にでも違反する行為を意味します。

裁判所において法的責任が問われる場合の多くは、参加者の行動（以下、健康状態を含む）を把握できていない場合と、危険な場所・物（以下、動植物・道具を含む）及び自然現象を把握できていない場合とに分類することができます。

## 5、保険

### 1) 傷害保険

傷害保険とは言葉が示すように「傷害」つまり「ケガ」をすれば保険金の支払い対象になりますが、ここにも大切な定義が有ります。

その定義とは、「急激」かつ「偶然」な「外来」の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡したり、入院・通院した場合等に保険金を支払うことになっています。下図参照。

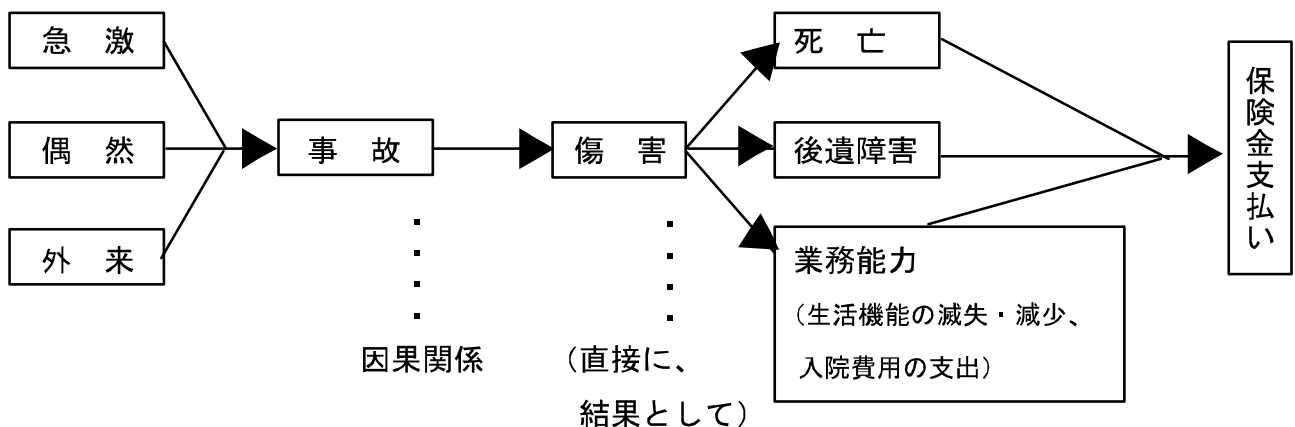


図3：傷害保険の仕組み

#### (1) 急激性

単に時間的に短いということだけでなく、「予測不能」と「不可避」の二要素が必要です。

例：「屋根瓦の修理中に足を踏み外し転落する事故」について考えると、「屋根瓦の修理中に足を踏み外す」ことは予測不能ですし、「転落」する過程は不可避です。

例：「有毒ガスを継続的に、吸引、呼吸または摂取した結果生じる中毒症状」は「有毒ガスを継続的に、吸引、呼吸または摂取する」ことが急激にあたらず事故とは言えません。



## (2) 偶然性

原因または結果の一方または、両方が「偶然」であることが必要です。

例：偶然が原因（階段で足を踏み外す等）

例：結果が偶然（荷物を持ち上げて腰を痛める等）

例：原因と結果がともに偶然（道路で転んだところを走ってきた車に轢かれる等）

足の骨折治療中にボールを蹴って悪化させた場合等、十分に結果を予想することができた怪我は対象になりません。

## (3) 外来性

外来性とは、傷害が身体の内側からでたものでないことを明らかにする主旨の要件です。

例：脳疾患、心臓疾患、糖尿病性昏睡等により意識不明により転倒、あるいは自動車運転中に運転不能になり事故にあった場合等は、事故の原因が身体内部にあるため外来性の要件からはずれません。

例：犬にかまれて狂犬病にかかった場合や、海に転落し救助に時間がかかり肺炎になった場合等は、急激、偶然、外来の事故を直接の原因としているため傷害事故となります。

## (4) 傷害保険における傷害

傷害とは、一般的には「ケガ」ですが、傷害保険においてはさらに範囲が広く、身体外部から発生した原因による身体の損傷を含みます。従って、打撲傷、切傷、刺し傷、火傷、捻挫、骨折に限らず、内臓破裂、筋違いや窒息（煙による窒息、溺死、食物が喉に詰まったための窒息死等）、毒物による急性中毒等も対象になります。

## 2) 賠償保険

賠償保険にも定義があります。被保険者（補償を受けるもの、ここでは主催者及び指導者）が、(A) 偶然の事故により、(B) 他人に損害を与えた場合、(C) 法律上の賠償責任を負担することによって、(D) 被る損害を補償します。従って、(A)～(B)のどの一つが欠けてもこの保険の対象とはなりません。

他人に損害を与え賠償金を請求されるケースはいろいろありますが、この保険で対象とする被保険者が法律上負担する賠償責任とは、あくまでも他人をケガさせたり死亡させたりした場合（対人賠償）や、他人の物を壊した場合（対物賠償）に限っています。したがって、名誉毀損に基づく賠償責任は、法律上では賠償責任が発生するものの、この保険では適用されません。また、賠償責任の発生は極めて多種多様な種類や形態に分かれ、これら全てのものを補償するとなると技術的に難しく、非常に煩雑化します。

野外活動において考えられる「賠償責任」には、大きく分けて次の三つが考えられます。

指導中における賠償責任（指導ミス、管理の不備、監督不行き届き、設営等のミス）

飲食物による賠償責任（飲食物等が原因で食中毒の事故）

貴重品等、一時的に預かりその損害に対する賠償

「賠償保険」には次のような項目で支払われます。

#### 損害賠償

被保険者が被害者に対して賠償債務のために支払うことを義務づけられた金額。治療費、入院費、通院費、慰謝料、休業損、葬儀料、死亡による逸失利益や物の修理代等の費用。

#### 訴訟費用

保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解または調停のための費用、訴訟の結果被保険者側の勝訴に終わっても補償されます。

#### 損害防止軽減費用

この費用のうち、応急手当・護送・その他の緊急措置に要した費用については、被保険者に賠償責任がないことが後で判明された場合でも補償されます。

## 6、救急法の習得のための講習会情報

いざと言う時のために、指導者やスタッフは日本赤十字社や消防署などで実施している止血法、心肺蘇生法などの救急処置トレーニングを受ける必要があります。また、使用施設の防災訓練などへも積極的に参加しましょう。この分野は日々、知識・技術が更新されるため、継続的に講習会を受講することが求められます。

### 1) 日本赤十字

日常生活における事故防止、手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、AEDを用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技術を習得できます。

#### <基礎講習>

受講資格：満15歳以上の者

受講人員：30名を標準とする

講習時間：4時間

講習内容：傷病者の観察の仕方及び一次救命処置（心肺蘇生法、AEDを用いた除細動、気道異物除去）等救急法の基礎

指導者：救急法指導員、水上安全法指導員、雪上安全法指導員、幼児安全法指導員

交付される証：全課程修了者に受講証、検定合格者に赤十字救急法基礎講習修了者認定証

負担費用：1,500円

#### <救急員養成講習>

受講資格：救急法基礎講習修了者

受講人員：30名を標準とする

講習時間：12時間

講習内容：急病の手当、けがの手当（止血法、包帯法、固定法）搬送及び救護

指導者：救急法指導員

交付される証：全課程修了者に受講証、検定合格者に赤十字救急法救急員認定証

負担費用：1,500 円

参照 URL：<http://www.jrc.or.jp/study/syurui/emergency/>

## 2) 東京都消防庁

東京消防庁では、心肺蘇生（AED を含む）けがの手当の方法を習得してもらうため、都民の皆さんや事業所等を対象として応急手当の講習会を行っています。

- ・ 応急救護講習を受講する場合 都内各消防署
- ・ 普通救命講習を個人又は数人で受講する場合 都内各消防署又は(財)東京救急協会
- ・ 上記、以外の講習 (財)東京救急協会

なお、応急手当コースを団体で受講される方は最寄りの消防署へお問い合わせください。普通救命講習・応急救護講習以外の講習は、厚生労働省が示す「一定の頻度で心停止者に対し、応急の対応をすることが期待・想定されている者（一定頻度者）」のための AED の内容が含まれています。

参照 URL：<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/life/kyuu-adv/life01-1.htm>

## 3) メディックファーストエイド社

効率よく救急法と蘇生法を同時習得する画期的な応急救護講習プログラムを行っています。講習は、インストラクターが各自で料金を設定し、日程を組んで提供していますので、講習のスケジュール、場所、費用等については、直接、トレーニングセンターまたはインストラクターにお問い合わせください。

MFA ジャパン株式会社 (MFA JAPAN)

住所：〒187-0045 東京都小平市学園西町 2-13-33

E-mail：[info@mfa-japan.com](mailto:info@mfa-japan.com)

電話：042-345-9970（土日祭、休日を除く 10：00 - 18：00）

FAX：042-345-8985

URL：<http://www.mfa-japan.com/index.html>

## 参考文献

- ・ NPO 法人国際自然大学校 『自然体験活動安全対策ハンドブック』（NPO 法人国際自然大学校，2001）
- ・ 特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会  
『自然とのふれあい活動における安全対策マニュアル策定調査報告書』（2006）
- ・ 藤原尚雄・羽根田治 『レスキュー・ハンドブック』（2002，株式会社山と溪谷社）